

埼玉県 最終評価結果書

(資料5-2)

都道府県名	埼玉県	都道府県コード	11
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	13	市町村			
(2) 協定数	62	協定	【うち集落協定	59	協定
			集落協定参加者数	1,479	人
					うち個別協定
					3
					協定】
(3) 交付面積	347	ha	【対象農用地面積	547	ha
			【協定締結面積	347	ha
			【地目別交付面積内訳	田 :	197
				ha	畑 :
				草地 :	150
				ha	ha】
					採草放牧地 :
					ha】
(4) 交付金額	30,866	千円	【うち共同取組活動分 :	11,722	千円
					うち個人配分分 :
					19,144
					千円】

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等
	<p>中間年評価では協定の取組に対する評価を実施して、62協定中60協定でおおむね順調に実施されていると評価、残り2協定で達成度が低いと評価されていた。農用地の維持・管理は全協定で適正に実施されており、取組自体に問題は無いが、さらなる発展的な活動に向けた集落戦略の作成について課題が残り、指導・助言が入る結果となった。</p> <p>また、中間年評価で指導・助言を受けた協定は27協定である。そのうち目標達成が見込まれるのは19協定と過半数の協定が既に目標達成見込みがあり、市町村の指導の効果がうかがえる。一方残りの8協定は引き続き市町村の指導・助言を受け、より発展的な取組の実施を目指している。</p> <p>中間年評価以降にも集落の維持や地域活性化に向けた指導・助言を受けた協定が9つあるが、集落の話し合いの増加などによる地域活性化の意識が醸成され、順調な目標達成が見込まれる。</p>
・指導・助言を行っている協定の現状	<p>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数 <span style="float:right">36</span> 協定</p> <p>② 上記のうち <span style="float:right">28</span> 協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数 <span style="float:right">28</span> 協定</li> <li>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 <span style="float:right">8</span> 協定</li> <li>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数 <span style="float:right"></span> 協定</li> </ul> <p>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数 <span style="float:right">27</span> 協定</p> <p>④ 上記のうち <span style="float:right">19</span> 協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数 <span style="float:right">19</span> 協定</li> <li>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 <span style="float:right">8</span> 協定</li> <li>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数 <span style="float:right"></span> 協定</li> </ul>

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>農業生産活動等の継続が困難となった農用地が生じた場合に、集落が一体となってサポートする体制構築が図られた。</p> <p>地域の特徴に応じた集落マスタープランを作成し、地域の実情に合わせた取組が実施されている。</p>												
	取組に対する評価及び関連する課題												
	<p>当制度により共同活動の意識定着が進み、耕作放棄地の発生防止・農作業の労力減少につながっている。</p> <p>一方で、集落の過疎化・高齢化が深刻化し、農業生産活動等が困難になるため、今後は担い手の確保が課題と言える。</p>												
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	取組の概要及び取組により生じた効果												
・耕作放棄の防止等の活動	<p>交付金の交付をきっかけに約7haの農用地が農振農用地に編入され、耕作放棄地防止等の活動を実施した。農地の法面管理や柵、ネット等の設置により適正に農用地が維持・管理された。</p>												
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>集落協定</td> <td>個別協定</td> </tr> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>293 ha</td> <td>54 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>7 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>0.47 ha</td> <td>ha</td> </tr> </table>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	293 ha	54 ha	② 農振農用地区域への編入面積	7 ha	ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	0.47 ha	ha
	集落協定	個別協定											
① 協定締結面積	293 ha	54 ha											
② 農振農用地区域への編入面積	7 ha	ha											
③ 既荒廃農地の復旧面積	0.47 ha	ha											
	取組に対する評価及び関連する課題												
	<p>過疎化・高齢化が深刻化している中、市町村の制度周知・説明により第4期対策開始の平成27年度から約9haも協定面積が増加しているのは評価できる。</p> <p>今後、協定等を引き続き実施する場合は集落の若手への負担が大きくなり、負担軽減が課題となる。</p>												

	取組の概要及び取組により生じた効果		
	年2回ほど集落内の農道・水路の草刈りや泥上げなどを実施し、設備の維持・管理に努めている。取組により、集落内の景観が保たれ、大雨時の被害減少につながっている。		
	① 管理する水路の延長 ② 管理する農道の延長	集落協定 23,548 m 59,122 m	個別協定 1,200 m 1,200 m
取組に対する評価及び関連する課題			
水路・農道の管理は適正に実施されおり、農山村の景観形成や水源の涵養に寄与している。今後は集落の過疎化・高齢化に伴い、水路・農道の管理活動自体の存続が危ぶまれる。また、高齢者の水路の管理活動は事故を起こす危険性があり安全面にも課題が出てくる。			
・水路、農道等の管理活動	取組の概要及び取組により生じた効果		
	周辺林地の下草刈りや景観形成作物の作付け及び魚類・昆虫類の保護などの取組をとおして、農山村の多面的機能を維持している。		
	① 周辺林地の下草刈の面積 ② 棚田オーナー制度の対象面積 ③ 市民農園等の面積 ④ 体験民宿等の施設数 ⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数 ⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	集落協定 3 ha 1 ha 1 ha 施設 15 協定 協定	個別協定 ha ha ha 施設 協定 協定
取組に対する評価及び関連する課題			
周辺林地の下草刈り等実施することで、集落の景観形成が保たれ、農用地の維持・管理だけでなく、集落内へのゴミの投棄や有害鳥獣害が減少するなど、一定の効果が出ている。			
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
	機械・農作業の共同化により個人で作業できなくなったほ場も管理することができる。		
	① 機械・農作業の共同化への取組面積 ② 高付加価値型農業の実践への取組面積 ③ 農業生産条件の強化への取組面積 ④ 担い手への農地集積への取組面積 ⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積		1 ha 0.1 ha ha ha ha
取組に対する評価及び関連する課題			
共同化によって集落の農用地の維持・管理ができている。集落によっては協定農用地の半分以上も機械・農作業の共同化を実施している協定もあり、より前向きに取り組んでいることがうかがえる。			
・A要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
	① 集落協定への新規参加者数 うち女性 うち若者 うちNPO法人 うちその他【            】 ② 新規就農者等確保数 ③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数 ④ 消費・支出の呼び込みの取組面積		人 人 人 法人 人・団体 人 協定 ha
取組に対する評価及び関連する課題			
・B要件【第4期対策新規措置】	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
	① 集落協定への新規参加者数 うち女性 うち若者 うちNPO法人 うちその他【            】 ② 新規就農者等確保数 ③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数 ④ 消費・支出の呼び込みの取組面積		人 人 人 法人 人・団体 人 協定 ha
取組に対する評価及び関連する課題			

		取組に対する評価及び関連する課題	
・C要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
	<p>C要件は協定の誰かが協定農用地の維持・管理が出来なくなる場合、他の協定参加者などが引き継ぎ、農用地を維持・管理するものである。  第4期対策に移行する際に、5年間の継続した農用地の維持・管理が難しい中でも、当要件を周知し、47の集落協定が取組を継続し、その効果もあって136haの協定農用地が適正に管理されている。</p>		
	① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	47	協定
	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	31	協定
③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積	136	ha	
		取組に対する評価及び関連する課題	
		<p>当要件を実施する協定は、59集落協定のうち47集落協定である。また、地元からの相談で多いのが、C要件の取り決めにより協定農用地を他の誰かに引き継ぐ際の事務処理などである。このことから、当要件は中山間地域の実情に合った要件であり、次期対策でも当要件の継続を要望する。  一方で課題としては、より発展的な取組に至らない場合が多いことである。</p>	
(4) その他協定締結による活動	取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)		
	<p>2市町の2集落で傾斜20度以上の畑の農用地約8haで取り組んでおり、約50万円の加算措置を受けている。加算措置実施集落では収穫した果樹等を農産物直売所や地域のイベント等で販売し、集落の農産物のPRをするとともに、集落内の散策路を整備し、散策マップを作成して、地域外へのPR活動も実施している。当要件を実施したことで、集落内に地域を活性化させる意識が醸成された効果が出ている。</p>		
		集落協定	個別協定
	① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数	ha 集落	ha 集落
② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	8 ha	ha	
		取組に対する評価及び関連する課題	
		<p>機械での農作業が非常に困難な超急傾斜地で農業生産活動等をし、農用地を維持・管理しながらも集落のPR活動を実施しているのは非常に評価できる。一方で、今後高齢化により、超急傾斜地では人手不足が進み、活動者の負担になると思われる。</p>	
・集落戦略【第4期対策新規措置】	取組の概要及び取組により生じた効果		
	<p>県内62協定のうち3協定が平成30年度中に作成した。協定の代表者が協定参加者に聞き取りをして作成したことにより、協定活動に関する課題の再認識と将来に向けての目標を明確化できた。</p>		
		交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった	
		集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった	
		課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した	
		農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった	
		担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ	
		農地の受け手が確保された、気運が高まった	
		高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった	
		オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった	
		補助事業など課題解決のための支援が受けられた	
	○	その他【 課題の明確化・再認識することができた 】	
		効果なし	
	① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	3	14
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	協定	ha	
うち15ha以上の協定数及び面積	協定	ha	
うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	協定	ha	
② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	協定	ha	
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積	協定	ha	
うち15ha以上の協定数及び面積	協定	ha	
うち集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積	協定	ha	
③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	協定	ha	
	人		
		取組に対する評価及び関連する課題	





	・その他	
		取組に対する評価及び関連する課題

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
<b>B</b>	<p>第4期対策では、平成29年度に実施した中間年評価の結果を受け、市町村の指導・助言もあり適正な農用地の維持・管理を実施し、地域活動の活発化に寄与している。また、市町村の当制度に対する評価は2市町でA評価、11市町村でB評価と、全市町村が当制度に対する有効性・必要性を感じ、次期対策も当制度の継続を望んでいる。</p> <p>一方、農業生産性の向上や所得向上などの前向きな取組への移行が難しい点や市町村・集落の事務負担が大きい点が今後の地区継続の不安材料となるため、制度に対する評価区分をBとした。</p>
<input type="radio"/>	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた (9市町村)
<input type="radio"/>	② 一定期間、安定して交付金が交付された (8市町村)
<input type="radio"/>	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した (5市町村)
<input type="radio"/>	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された (9市町村)
	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた (3市町村)
	⑥ 農地の将来的な維持・管理の見通しが共有できた (4市町村)
	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された (1市町村)
	⑧ 集落間連携への意識が醸成された (3市町村)
	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された (4市町村)
<input type="radio"/>	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された (10市町村)
	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された (3市町村)
	⑫ その他の効果【                   】 (0市町村)
	⑬ 効果なし (0市町村)
都道府県第三者委員会の意見	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 耕作放棄地の発生が防止された (11市町村)	交付金の交付以前までは、個人で農用地の維持・管理をしていた地域が多かったが、交付金の交付により共同活動を実施する機会を持ち、地域として耕作放棄地の発生防止に取り組む意識が醸成された。
② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった (2市町村)	
<input type="radio"/> ③ 水路・農道等の維持・管理が適切に行われるようになった (9市町村)	集落の定期的な共同管理により、水路・農道の良好な営農環境が保持された。
<input type="radio"/> ④ 鳥獣被害が防止された (5市町村)	周辺林地の下草刈りや集落の共同活動により、農用地との緩衝帯が整備され鳥獣被害の防止につながった。
<input type="radio"/> ⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した (4市町村)	交付金事業実施に当たり景観作物の作付けや昆虫・魚類の保護の実施、市民農園等の運営などに取り組んでいる。また、取組を発展させ、地域のイベントを実施する集落もでてきている。
⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された (0市町村)	

	⑦ 担い手への農地集積が進んだ (1市町村)	
	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ (0市町村)	
	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた (0市町村)	
	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた (1市町村)	
	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった (1市町村)	
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ (1市町村)	
	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった (0市町村)	
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された (0市町村)	
	⑮ その他 (0市町村)	
都道府県第三者委員会の意見		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少 (12市町村)	第1期対策から継続して協定に参加されている方が多く、参加者の平均年齢が非常に高くなり、次期対策に取り組むのも難しい状況。協定参加者が減少した際に参加者の負担が少なくなるよう事務の補助等で対処していく。
	○ ② 担い手の不在 (6市町村)	協定参加者の大半が65歳以上の高齢者で、担い手の年齢層の参加者の加入が見込めない状況。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足 (5市町村)	現在のリーダーや、活動の核となる人物も高齢化しており、今後人材不足になる可能性が高い。対策として、集落にある農業団体の役員の若返りを促している。
営農に関する課題	④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利 (0市町村)	
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害 (9市町村)	野生鳥獣害の被害が年々問題となり、耕作者の意欲の減退につながってしまっている。電気柵の設置による農用地等の環境改善及び作付け作物の選定などを周知し、被害防止につなげる。
	⑥ 農業収入の減少 (0市町村)	
農村協働力(集落機能)に関する課題	⑦ 農作業の省力化 (0市町村)	
	⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退 (1市町村)	
	⑨ 集落内の話し合い回数の減少 (0市町村)	
本制度に関する課題	⑩ 中山間地域の生活環境の改善 (0市町村)	
	⑪ 交付金返還措置への不安 (2市町村)	
	⑫ 行政との連携不足 (0市町村)	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等) (2市町村)	
	○ ⑭ 事務負担の軽減 (3市町村)	制度当初から事務負担が非常に大きい状況。集落等の農業者もそうだが、補助する市町村等の職員の負担も大きく問題である。国から交付される推進事業費を多く確保し、市町村担当職員や市町村の臨時職員を雇う費用に充てるなどで対処したい。
	⑮ その他 (0市町村)	
	⑯ 課題等はない (0市町村)	



都道府県第三者委員会の意見

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由

市町村は地域の農業者等に制度の説明・周知を実施しているが、集落内の過疎化・高齢化等を理由に集落の農業者等の同意が得られず、取り組めていない。

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持・管理、多面的機能の増進	平成30年度末現在で約347haの農用地の維持・管理が当制度で実施されており、耕作放棄地の防止につながっていることは非常に評価できる。今後も引き続き協定継続出来るよう事務支援する。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	農用地の維持・管理に関しては問題無いが、より発展的な取組である担い手等の人材確保や農地集積等の取組まで発展する集落が少ないことが課題である。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	管内市町村の中にも6次産業化を図り、所得形成に向けた取組を実施する集落も出てきた。今後は優良事例の周知等を図り参考例示するよう努める。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	協定締結に伴い集落での話し合いが増加し、集落内の活性化が図られている。イベント等を開催するなど積極的に活動している集落については県でもPRを実施し積極的に支援する。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	管内の集落は各々独立して離れており、集落間で連携・広域化することが難しい。今後は多様な中間支援組織との連携を促し、取組体制の強化を図る必要がある。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	加算措置の要件として、農用地の維持・管理だけでなく、イベントで集落の取組や集落の農産物を周知している。加算措置を受けている集落は、集落の核となる人物が複数おり、都市農山村交流に対する関心が高いという特徴がある。
⑦ その他(省力化等)	傾斜地である中山間地域では機械による作業が難しい。その中でも鳥獣害の少ない作物の周知や他地域の事例紹介等で農業者の負担軽減につながるよう支援する。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、用途のあり方	交付金の用途については、集落内の参加者で相談し、農用地の維持・管理のため適正に使用されている。今後は集落の会計担当者の負担を軽減するためにも、市町村等へ事務支援・助言等を実施する。

都道府県第三者委員会の意見

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見

・当制度は中山間地域の農業の不均衡を均一化し、継続した農用地の維持・管理や農業生産活動、地域コミュニティの活性化に寄与するため、次期対策以降も引き続き制度の継続を望む。  
 ・一方で、より発展的な取組を実施する場合、5年間の継続した取組を実施できない場合の交付金の遡及返還が厳しく、取組実施を躊躇する地域もあるため、遡及変換についてはもう少し柔軟な対応を国に望みたい。  
 ・近年、市町村や集落の事務負担が大きくなり、さらに市町村事務を支援する国の推進事業費の予算枠が小さくなっている。今後は、市町村や集落の事務負担軽減のためにも国の推進事業費の予算枠拡大を要望したい。中間評価以降に同一市の3集落で集落戦略の作成があったが、これは市町村担当者による集落戦略作成の意識醸成や、細部の事務支援によるところが大きい。現状、集落の事務作業を委託することはできるが、交付金本来の用途は農用地の維持・管理に使用するものである。今後さらなる発展的な取組のためにも集落の交付金の上乗せや、場合によっては、1地域に1人ほど集落の事務処理を支援する人物を受け入れるための事業費の確保を望む。